令和８年（フ）第１４３３号
埼玉県川口市領家２丁目26番１号　みつばメゾン川口領家東棟
債務者　油淺　重伸
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４７４号
埼玉県川口市大字差間216番地の３
債務者　増山　一幸
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３１５号
埼玉県越谷市蒲生旭町５番24号　セントピアプラザＡ棟401
債務者　結城実菜子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
埼玉県春日部市備後東６丁目13番26―103号
債務者　加藤　邦彦
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５１９号
埼玉県三郷市早稲田２丁目20番地35
債務者　遠井　明子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５５７号
埼玉県春日部市大場1365番地１―201
債務者　奥田　麗香
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５７２号
埼玉県越谷市大字船渡575番地16
債務者　樋口　　満（旧姓中澤）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５７３号
埼玉県越谷市大字船渡575番地16
債務者　樋口　美香
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２３４号
埼玉県児玉郡上里町大字長浜999番地６
債務者　齋藤　康晴
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２８１号
埼玉県本庄市朝日町１丁目７番８号　ネオ・ウイングＢ102
債務者　岩田　星香
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２８６号
埼玉県行田市持田２丁目９番11号　クーバーインウエストＡ201
債務者　三好　美穂（旧姓町野）
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第３００号
埼玉県大里郡寄居町大字富田3488番地２
債務者　今川　正章
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第６１１号
川崎市川崎区浅田２丁目１番11―702号　ソシアルハイツ
債務者　豊田　俊博
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６８７号
川崎市高津区向ケ丘53番地１　スカイコート宮崎台第３　310
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
相模原市中央区緑が丘１丁目18番６号
債務者　平田　隆文
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４０９号
相模原市中央区田名1892番地１　江成ハイツ102
債務者　小林香菜絵
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４１６号
相模原市中央区氷川町９番７号　メルディア相模原氷川町　202号室
債務者　小野　楓花
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部